

海 外 出 張 報 告 書

出張目的： IASB 会議（2014 年 2 月）傍聴
日 時： 2014 年 2 月 19 日（水）～2 月 20 日（木）
場 所： ロンドン IASB 本部
出 張 者： 企業会計基準委員会 専門研究員 宮林 明弘

IASB 会議（2014 年 2 月）傍聴報告

日時：2014 年 2 月 19 日（水）～2 月 20 日（木）

（当該日程の 2 日間とも IASB 単独の会議であった（FASB との合同会議はなし）。）

スケジュール：付録を参照

場所：ロンドン IASB 本部

IASB は、2014 年 2 月 19 日から 20 日にかけて英国ロンドンの IASB の事務所で公開の会議を開催した。議論されたトピックは以下のとおりであった。

- 料金規制対象活動：調査研究プロジェクト
- IFRIC アップデート
- 持分法：その他の純資産変動に対する持分
- 狭い範囲の修正 — IFRS 第 2 号「株式に基づく報酬」
- 「投資者とその関連会社又は共同支配企業の間での資産の売却又は拠出」（IFRS 第 10 号及び IAS 第 28 号の修正）
- 農業：果実生成型植物
- 公正価値測定：会計単位
- 金融商品：減損
- 金融商品：分類及び測定

【2 月 19 日（水）】

■ 料金規制対象活動：調査研究プロジェクト

IASB は、このプロジェクトで公表を予定しているディスカッション・ペーパーにおいて焦点となるべき論点である、料金規制が他と区別される特徴に関する議論を継続した。IASB は、次の事項を検討した。

- a. プロジェクトのこれまでの議論の要約
- b. 料金規制が他と区別される特徴に関して精緻化した記述（料金規制対象企業が規制期間中に顧客に請求する権利を得る収益の金額を計算するために通常使用される仕組みの種類の記述を含む）
- c. 料金規制対象活動についてのモデルの基礎を提供するために、今後公表予定の IFRS 第 [X] 号「顧客との契約から生じる収益」（収益基準）に含まれている収益モデルを加工できるかどうかに関する初期的な分析

IASB は何も技術的な意思決定を求められなかったが、今後公表予定の収益基準における収益モデルを、料金規制対象企業と料金規制機関との相互関係を反映するために使用する

ことは困難ではあるが、ディスカッション・ペーパーにおいてこれを検討する価値はあるであろうと認めた。IASB は、ディスカッション・ペーパーの内容の開発に関してスタッフにアドバイスを提供した。

次のステップ

料金規制対象活動の調査研究プロジェクトに関する議論を今後のボード会議で継続する。

■ IFRIC アップデート

IASB は、2014 年 1 月の IFRS 解釈指針委員会会議からのアップデートを受け取った。この会議の詳細は IFRIC「アップデート」で公表されている。

■ 持分法：その他の純資産変動に対する持分

IASB は、公開草案「持分法：その他の純資産変動に対する持分」（IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の修正案）での提案について、スタッフが実施したいいくつかの具体的な事実パターンへの適用に関する分析を検討した。IASB は、修正案に関するスタッフの分析では意図しない帰結は何も示されなかったことに納得し、修正案の最終確定を進めることを暫定的に決定した。

13 名の IASB メンバーがこの決定に賛成した。

次のステップ

スタッフは、このプロジェクトに関して実施したデュー・プロセスのステップの要約を今後の IASB 会議で提示する。

■ 狭い範囲の修正 — IFRS 第 2 号「株式に基づく報酬」

IASB は、IFRS 解釈指針委員会から提案されていた以下の項目に関する IFRS 第 2 号の修正案を議論した。

- a. 現金決済型の株式に基づく報酬取引のうち業績条件を含んでいるものの会計処理
- b. 株式に基づく報酬のうち決済方法が将来の事象を条件とするもの
- c. 株式に基づく報酬のうち源泉税を控除して決済されるもの
- d. 株式に基づく報酬取引の現金決済型から持分決済型への条件変更

アジェンダペーパー 12C：現金決済型の株式に基づく報酬取引のうち業績条件を含んでいるものの会計処理

IASB は、現金決済型の株式に基づく報酬に権利確定条件が与える影響についての会計処理は、持分決済型の株式に基づく報酬について使用するアプローチに従うべきであると暫定的に決定した。したがって、IASB は、以下の追加を行うことを暫定的に決定した。

- a. 現金決済型の株式に基づく報酬取引のうち業績条件を含んでいるものの会計処理に関するガイダンスをIFRS第2号に追加する。このガイダンスは権利確定条件又は権利確定条件以外の条件を現金決済型の株式に基づく報酬の測定にどのように反映すべきかを記述する。
- b. IFRS第2号の適用ガイダンスに設例を追加する（業績条件が現金決済型の株式に基づく報酬取引の測定に与える影響を例示する）

14 名の IASB メンバーが賛成した。

アジェンダペーパー 12D：株式に基づく報酬のうち決済方法が将来の事象を条件とするもの

IASB は、決済方法が企業及び相手方双方の統制外の将来事象を条件とする株式に基づく報酬取引の分類に関するガイダンスの提供について、解釈指針委員会が提案したアプローチを議論した。そのアプローチは、株式に基づく報酬取引は、どちらの決済方法の可能性が高いのかに応じて、全体を現金決済型又は持分決済型のいずれかに分類すべきだということである。

一部の IASB メンバーは、株式に基づく報酬取引の分類を決定する際に「可能性が高い」という概念を使用することに関して懸念した。彼らは、前の段落に述べた株式に基づく報酬取引は、相手方が決済方法の選択権を有している株式に基づく報酬取引と類似している（企業は現金又は他の資産の引渡しを回避する無条件の権利を有していないという点で）という見解を表明した。したがって、彼らは、株式に基づく報酬取引は類推により IFRS 第 2 号の第 35 項から第 40 項の要求事項に従って会計処理すべきであると考えた。それらの IASB メンバーは、この見解は IAS 第 32 号の第 25 項における条件付決済条項の要求事項と整合すると述べた。他の IASB メンバーは、解釈指針委員会が検討したそれぞれのアプローチが一般的な会計実務をどのように変えることになるのかに関する情報を要請した。

したがって、IASB はスタッフに、IFRS における関連性のある要求事項の追加的な分析を今後の IASB の会議で提示するよう指示した。

アジェンダペーパー 12E：株式に基づく報酬のうち源泉税を控除して決済されるもの

IASB は、純額決済の特徴を有する限られた種類の株式に基づく報酬取引を IFRS 第 2 号における要求事項の例外として扱うガイダンスを IFRS 第 2 号に追加することを暫定的に決定した。当該ガイダンスは、株式に基づく報酬取引のうち、企業が当該株式に基づく報酬契約を純額決済（最小限の法定源泉税の要求を満たすため資本性金融商品の所定の部分を控除することによって）するものは、そのような純額決済の特徴がなければ株式に基づく報酬全体が持分決済型として分類される場合には、その全体を持分決済型に分類すべきであると定めることになる。

IASB メンバー全員が賛成した。

アジェンダペーパー 12F：株式に基づく報酬取引の現金決済型から持分決済型への条件変更

IASB は、現金決済型の株式の基づく報酬の条件変更の結果、分類が現金決済型から持分決済型に変更されるものの会計処理の明確化について解釈指針委員会が提案したアプローチを議論した。当該アプローチを適用すると、株式に基づく報酬取引は、条件変更の結果として付与される資本性金融商品の条件変更日の公正価値を参照して測定することになる。

一部の IASB メンバーは、こうした測定は IFRS 第 2 号の第 27 項における要求（持分決済型の株式に基づく報酬取引の条件変更後の株式に基づく報酬取引に対する最低限の金額の認識に関するもの）と不整合となるのかどうかを疑問視した。したがって、IASB はスタッフに、この要求事項を現金決済型の株式に基づく報酬取引の条件変更に適用すべきかどうか、また、その場合にはどのように適用すべきなのかに関して、追加的な分析を実施するよう指示した。

次のステップ

スタッフは、上記のアジェンダペーパー12D 及び 12F における論点に関して提起された点に関して追加的な分析を実施する。

■ 「投資者とその関連会社又は共同支配企業の間での資産の売却又は拋出」（IFRS 第 10 号及び IAS 第 28 号の修正）

IASB は、IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の第 31 項を削除すべきかどうかを検討した。同項では、投資者が拋出した資産と交換に株式と他の対価の両方を受け取る状況における、投資者による関連会社又は共同支配企業に対する拋出に係る利得の認識に関するガイダンスを提供している。第 31 項のガイダンスは、IAS 第 28 号の現行の要求事項及び今後公表予定の修正「投資者とその関連会社又は共同支配企業の間での資産の売却又は拋出」（IFRS 第 10 号及び IAS 第 28 号の修正）と矛盾するものと見られている。

IASB は、IAS 第 28 号を修正すべきかどうかを決定する前に、IAS 第 28 号の第 31 項の背後にある背景及び論拠をさらに調査するようスタッフに依頼した。

次のステップ

IASB は、IAS 第 28 号の第 31 項を削除又は修正すべきかどうかを今後の会議で検討する。

【2 月 20 日（木）】

■ 農業：果実生成型植物

今回の会議で、IASB は、果実生成型植物プロジェクトにおける提案の再審議を開始し、公開草案 ED/2013/8「農業：果実生成型植物」（IAS 第 16 号「有形固定資産」及び IAS 第 41 号「農業」の修正案）に対してコメント提出者から提起された 3 つの主要な論点を議論した。

アジェンダペーパー 13A：公開草案（ED）に対してコメント提出者から提起された 3 つの主要な論点

<IAS 第 16 号及び IAS 第 41 号の修正の範囲>

IASB は、修正は果実生成型植物だけに適用すべきである（ED から変更なし）と暫定的に決定した。また、IASB は ED での果実生成型植物の定義の(c)の部分を次のように置き換えることを暫定的に決定した。「(c) 生きた植物として〔果実生成型植物〕を売却したり農産物として収穫したりする可能性が極めて低い（付随的なスクラップ売却を除く）。」

15 名の IASB メンバーがこの決定に賛成した。

<果実生成型植物の上で成長する作物の会計処理>

IASB は、果実生成型植物上で成長する作物は IAS 第 41 号に従って純損益を通じて公正価値で会計処理すべきである（ED から変更なし）と暫定的に決定した。また、IASB は作物の公正価値の測定に関する具体的なガイダンスを IAS 第 41 号にも IFRS 第 13 号「公正価値測定」にも追加すべきではない（ED から変更なし）と決定した。

15 名の IASB メンバーがこの決定に賛成した。

<IAS 第 16 号の果実生成型植物への適用に関するガイダンス>

IASB は、IAS 第 16 号の第 16 項(b)の果実生成型植物への適用に関するガイダンス（すなわち、果実生成型植物を経営者が意図した方法で稼働可能にするために必要な場所及び状態に置く場合に関するガイダンス）を追加しないことを暫定的に決定した。また、IASB は果実生成型植物に固有の状況に対処するために IAS 第 16 号に他のガイダンスを追加するこ

とはしないことを暫定的に決定した。

11 名の IASB メンバーがこの決定に賛成した。

また、IASB は、果実生成型植物に固有の追加的なガイダンスを IAS 第 16 号に追加することを提案していないので、果実生成型植物を IAS 第 16 号の範囲に含めるべきである（ED から変更なし）と暫定的に決定した。

13 名の IASB メンバーがこの決定に賛成した。

次のステップ

IASB は、ED に関してコメント提出者から提起された残りの論点を次の会議で審議する。

■ 公正価値測定：会計単位

IASB は、公開草案に含める修正案の経過措置について議論した。公開草案は、相場価格のある子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資の公正価値測定、及び資金生成単に（CGUs）が相場価格のある企業に対応する場合の処分コスト控除後の公正価値に基づく CGUs の回収可能価額の測定を、明確にするものである。IASB は、以下の事項を暫定的に決定した。

- a. 相場価格のある投資の場合には、企業は、測定の変更の影響をキャッチ・アップによる修正として会計処理するため、修正案を最初に適用する期間に係る期首利益剰余金を修正し、当該期間中の相場価格のある投資の測定の変更は純損益に認識すべきである。企業には、期首剰余金におけるキャッチ・アップによる修正の開示も要求すべきである。
- b. 相場価格のある CGUs の場合には、修正案は将来に向かって適用すべきである。修正を最初に適用する期間中において企業に減損損失又は減損損失の戻入れが発生している場合には、企業は、表示している直前期間において仮に修正を適用していたとしたならば、当該期において減損損失の金額への影響がどのようなものとなっていたのかに関する定量的情報を提供すべきである。
- c. 修正案の早期適用を認めるべきである。
- d. 初度適用企業は、企業が最初の IFRS 財務諸表において IFRS による完全な比較情報を表示する最初の期間の期首現在で修正案を適用すべきである。

15 名の IASB メンバーが賛成した。1 名のメンバーは欠席した。

また、IASB は次の事項に賛成した。

- a. 修正案の公表に関して所要のデュー・プロセスのステップのすべてに準拠してきたと納得していること
- b. 公開草案について 120 日のコメント期間を設けること

c. 公開草案の書面投票プロセス開始の許可をスタッフに与えること

15 名の IASB メンバーが賛成した。1 名のメンバーは欠席した。

1 名の IASB メンバーは、公開草案の公表に反対する意向を示した。

次のステップ

IASB は公開草案を 2014 年の第 2 四半期に公表する予定である。

■ 金融商品：減損

今回の会議で IASB は、次のトピックを議論した。

- IFRS 第 9 号「金融商品」の強制発効日
- 減損プロジェクト及び公開草案「金融商品：予想信用損失」（2013 年公開草案）に対する審議の中で従ったデュー・プロセスのステップ
- 減損に関する提案を再公開すべきかどうか、及び IASB は最終の減損の要求事項の文案作成の許可を与えるかどうか。

アジェンダペーパー 5A：IFRS 第 9 号の強制発効日

IASB は、IFRS 第 9 号の強制発効日を議論した。また、IASB は、IFRS 第 9 号と今後公表される新しい保険契約基準のそれぞれの強制発効日の間の相互の影響を議論した。

IASB は、IFRS 第 9 号の強制発効日は、新しい保険契約基準の時期に左右されるべきでないと決定した。しかし、IASB は、保険契約基準を最終確定する際に、保険契約を発行する企業が今後公表予定の保険契約基準の適用前に IFRS 第 9 号の適用を要求される場合に不利益を受けないように、追加的な移行の救済措置の必要性を検討することになる。

IASB は、2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に IFRS 第 9 号の適用を企業に要求することを暫定的に決定した。11 名の IASB メンバーが賛成した。

アジェンダペーパー 5B：公開草案における提案と暫定決定との比較

このペーパーは、IASB は提案している現在予想信用損失（CECL）減損モデル案に関する IASB の最近の決定に関するアップデートを提供し、IASB の 2013 年公開草案に対してコメント提出者が提起した最も重大な懸念を要約し、IASB が再審議中に至った暫定決定を通じてこれらの懸念に対処した方法を記述していた。このペーパーは、情報提供のみを目的としたものであり、IASB に対する質問事項は含まれていなかった。

アジェンダペーパー 5C：デュー・プロセス、再公開（の必要性の有無）及び文案作成の許可

IASB は、減損の提案について一般のコメントを求めるため再公開する必要があるかどうかを検討した。「デュー・プロセス・ハンドブック」における再公開の要件を検討した後、IASB は、再公開は不要であると決定した。

また、IASB は、必要とされるデュー・プロセスのステップのすべてをこれまでに完了したと納得していると述べた上で、IFRS 第 9 号に織り込まれるべき減損に関する最終の要求事項の文案作成と書面投票に進むようスタッフに指示した。

16 名の IASB メンバーが上記の決定に賛成した。

新しい減損の要求事項に反対する意向を示した IASB メンバーはいなかった。

アジェンダペーパー 5D：暫定的な予想信用損失減損モデルの概要

このペーパーは、IASB の暫定的な予想信用損失減損モデルの概要を示したものである。この概要には、IASB の 2013 年公開草案での提案及びその再審議中に IASB が行った暫定決定が織り込まれていた。このペーパーは情報提供のみを目的としたものであり、IASB に対する質問事項は含まれていなかった。

次のステップ

スタッフは、IFRS 第 9 号の完成版の中に織り込まれることになる減損の要求事項の文案作成と書面投票に進む。

■ 金融商品：分類及び測定

今回の会議で IASB は次のトピックを議論した。

- 金融商品についての分類及び測定モデルに関する FASB の最近の暫定決定に関するアップデート
- IFRS 第 9 号「金融商品」の分類及び測定の要求事項の限定的修正を開発する際に IASB が実施したデュー・プロセスのステップ
- それらの限定的修正の再公開の必要性の有無及び文案作成の許可

アジェンダペーパー 6A：金融商品についての FASB の暫定的な分類及び測定モデルに関するアップデート

スタッフは、金融商品の暫定的な分類及び測定モデルに関する FASB の最近の決定について、アップデートを行った。このペーパーは、情報提供のみを目的としたものであり、IASB

に対する質問事項は含まれていなかった。

アジェンダペーパー 6B: IFRS 第 9 号における分類及び測定の要求事項の限定的修正に関するデュー・プロセスの要約

IASB は、IFRS 第 9 号の分類及び測定の要求事項の限定的修正を一般のコメントを求めるため再公開する必要があるかどうかを検討した。IASB は「デュー・プロセス・ハンドブック」における再公開の要件を検討し、再公開は不要であると決定した。

また、IASB は、これまでに要求された必要なデュー・プロセスのステップのすべてを完了していることに納得していると述べるとともに、IFRS 第 9 号の分類及び測定の要求事項の限定的修正の文案作成と書面投票に進むようスタッフに指示した。

16 名の IASB メンバーが上記の決定に賛成した。

1 名の IASB メンバーはそれらの限定的修正に反対する意向を示した。もう 1 名のメンバーが反対を検討している。

次のステップ

スタッフは、IFRS 第 9 号の分類及び測定の要求事項の限定的修正の文案作成と書面投票に進む。IASB は、IFRS 第 9 号の完成版（限定的修正と減損の要求事項が含まれる）の公表を 2014 年の第 2 四半期に予定している。

以上

付録 スケジュール

2 月 19 日（水）：すべて IASB 単独の審議

時間	アジェンダ項目
14：00-15：30	料金規制対象活動：調査研究プロジェクト
15：30-15：45	休憩
15：45-17：45	• IFRIC アップデート • 持分法：その他の純資産変動に対する持分 • 狭い範囲の修正 — IFRS 第 2 号「株式に基づく報酬」 • 「投資者とその関連会社又は共同支配企業の間での資産の売却又は拠出」（IFRS 第 10 号及び IAS 第 28 号の修正）

2 月 20 日（木）：すべて IASB 単独の審議

時間	アジェンダ項目
9：00-10：30	農業：果実生成型植物
10：30-10：45	休憩
10：45-11：30	公正価値測定：会計単位
11：30-12：30	昼食
12：30-14：00	金融商品：減損
14：00-14：15	休憩
14：15-15：00	金融商品：分類及び測定